

**「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための
資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」
説明資料**

**平成31年3月
金融庁**

暗号資産（仮想通貨）を巡る経緯と対応

- マネロン・テロ資金供与対策に関する国際的な要請等を受け、暗号資産（仮想通貨）の交換業者に登録制を導入（2017年4月施行）
 - ✓ 口座開設時における本人確認等を義務付け
 - ✓ 利用者保護の観点から、一定の制度的枠組みを整備
(最低資本金、顧客に対する情報提供、顧客財産と業者財産の分別管理、システムの安全管理 など)

顧客の暗号資産（仮想通貨）の流出事案が発生

暗号資産（仮想通貨）が投機対象化

事業規模の急拡大の一方で、
交換業者の態勢整備が不十分

暗号資産（仮想通貨）を用いた
新たな取引が登場

対応

- 利用者保護の確保やルールの明確化のための制度整備
- 国際的な動向等を踏まえ、法令上の呼称を「仮想通貨」から「暗号資産」に変更

暗号資産の交換・管理に関する業務への対応

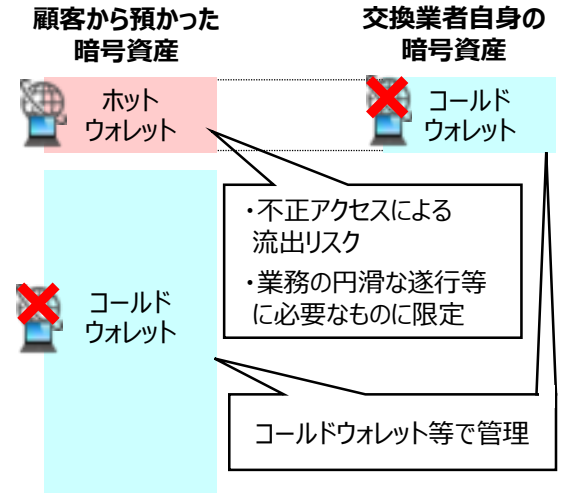
暗号資産の流出リスクへの対応

- 交換業者が顧客から預かっていた暗号資産のうち、ホットウォレット（オンライン）で管理していた暗号資産が流出する事案が複数発生



- 交換業者に対し、業務の円滑な遂行等のために必要なものを除き、顧客の暗号資産を信頼性の高い方法（コールドウォレット等）で管理することを義務付け

ホットウォレットで管理する顧客の暗号資産については、別途、見合いの弁済原資（同種・同量の暗号資産）の保持を義務付け



過剰な広告・勧誘への対応

- 交換業者による過剰な表現を用いた広告・勧誘



- 広告・勧誘規制を整備
 - ・ 虚偽表示・誇大広告の禁止
 - ・ 投機を助長するような広告・勧誘の禁止 など

暗号資産の管理のみを行う業者への対応

- FATF（マネロン対策等を扱う国際会議）が、暗号資産の管理のみを行う業者（カストディ業者）について、各国協調して規制を課すことを求める勧告を採択〔2018年10月〕



- カストディ業者に対し、暗号資産交換業規制のうち、暗号資産の管理に関する規制を適用（本人確認義務、分別管理義務 など）

暗号資産の取引の適正化等に向けた対応

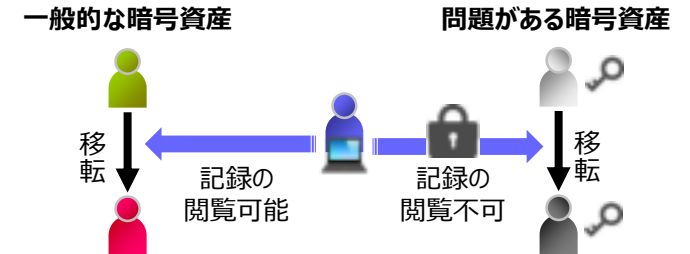
問題がある暗号資産への対応

- 移転記録が公開されずマネロンに利用されやすいなどの問題がある暗号資産が登場



- 交換業者が取り扱う暗号資産の変更を事前届出とし、
問題がないかチェックする仕組みを整備

(注) 交換業者が取り扱う暗号資産を審査する自主規制機関とも連携

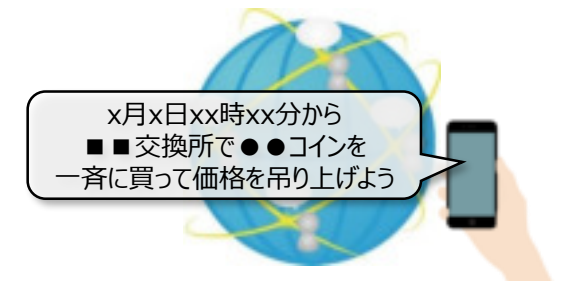


暗号資産を用いた不正な行為への対応

- 暗号資産の取引において、不当な価格操作等が行われている、との指摘



- 風説の流布・価格操作等の不正な行為を禁止



暗号資産に関するその他の対応

- 交換業者の倒産時に、預かっていた暗号資産を顧客に優先的に返還するための規定を整備

暗号資産を用いた新たな取引への対応

暗号資産を用いた証拠金取引への対応

- 国内の暗号資産の取引の約8割を占める証拠金取引について、現状では規制対象外



- 外国為替証拠金取引（FX取引）と同様に、**金融商品取引法上の規制（販売・勧誘規制等）を整備**

(例)

レバレッジ倍率
25倍の場合

顧客→業者
証拠金
20万円

取引可能額
(想定元本)

500万円
相当の
暗号資産

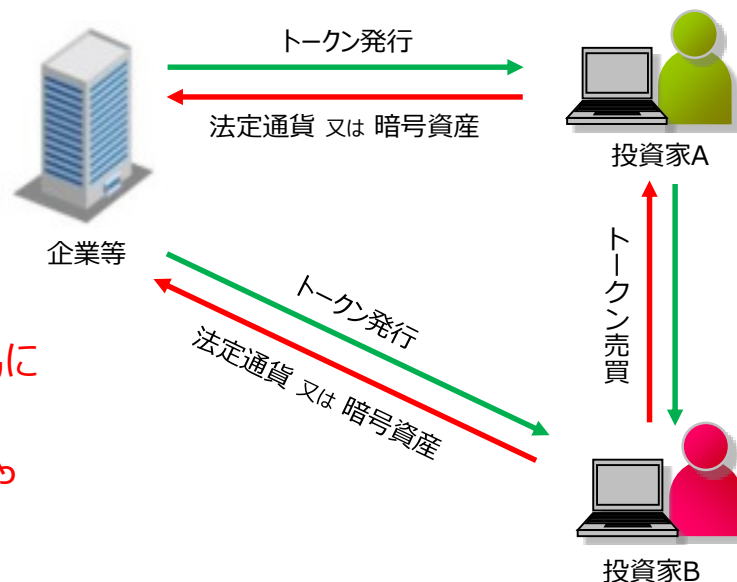
ICO (Initial Coin Offering) への対応

※ICOは、企業等がトークン（電子的な記録・記号）を発行して、投資家から資金調達を行う行為の総称

- 詐欺的な事案も多い等の指摘がある中、ICOに適用されるルールが不明確



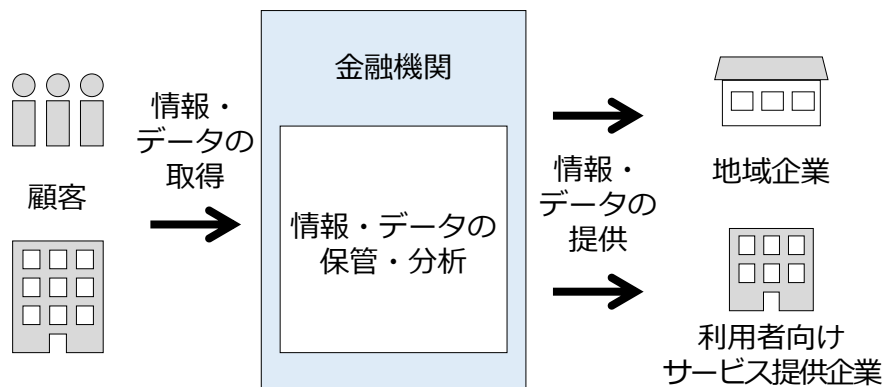
- 収益分配を受ける権利が付与されたトークンについて、投資家のリスクや流通性の高さ等を踏まえ、
 - ・ 投資家に対し、**暗号資産を対価としてトークンを発行する行為に金融商品取引法が適用されることを明確化**
 - ・ 株式等と同様に、**発行者による投資家への情報開示の制度やトークンの売買の仲介業者に対する販売・勧誘規制等を整備**



情報・データの利活用の社会的な進展を踏まえた対応

保有する情報を第三者に提供する業務を 金融機関の業務に追加

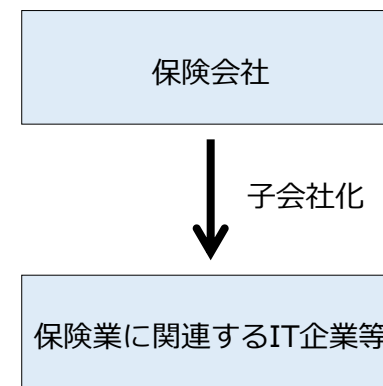
- 現状、金融機関が保有する情報・データは、基本的に金融機関自身の業務のみに活用
- ↓
- 金融機関が地域企業の経営改善に貢献したり、利用者のニーズに応えたりできるよう、その業務に、顧客に関する情報を同意を得て第三者に提供する業務等を追加



※ 金融機関は、引き続き個人情報保護法令を遵守する必要

保険業に関連するIT企業等を 保険会社の子会社対象会社に追加

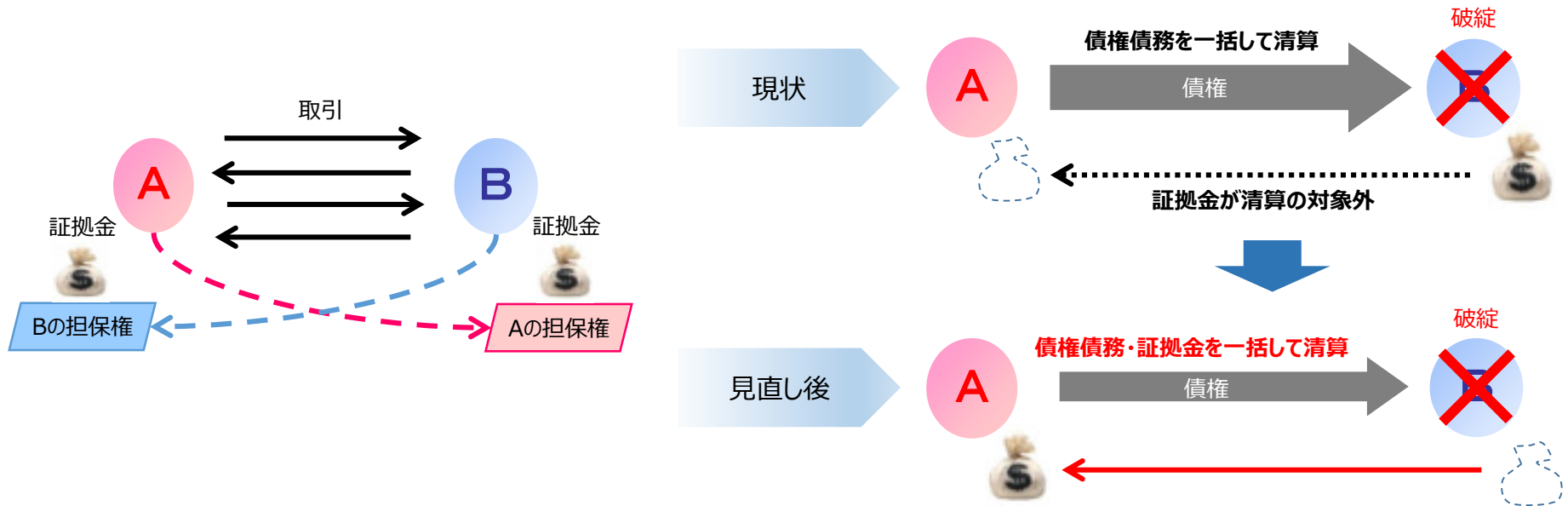
- 現状、保険会社の子会社は、フィンテック・インシュアテックに関する業務を幅広く営むことはできない
- ↓
- 保険会社の子会社対象会社に、保険業に関連するIT企業等を追加



情報通信技術の進展を踏まえたその他の対応

店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に関する規定の整備

- 情報通信技術の進展を背景とした金融機関間での国際的な店頭デリバティブ取引の増加を踏まえ、**国際慣行である担保権の設定による証拠金授受について、円滑な清算を可能とする規定を整備**



データの差押え等に関する規定の整備

- 刑事訴訟法等と同様に、金融商品取引法の違反事案の調査において、**電子的に保管されたデータの差押え等を可能とする規定を整備**